

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(都市計画税)		
要望項目名	地方公共団体が委託者となる土地信託に係る非課税措置		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地方公共団体が土地信託制度を利用する場合、地方公共団体が自ら事業を行った場合と同様の効果が得られるにも関わらず、不動産取得税等が課税されている現状がある。</p> <p>・ 特例措置の内容 地方公共団体が委託者となる土地信託について、信託財産（土地・建物）に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税を非課税とすること。</p>		
関係条文	[]		
減収見込額	(初年度) — (－) (平年度) — (－) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 地方公共団体が土地信託を活用しやすい環境を整備することで、公共施設整備に係る民間資金及び民間活力の更なる活用の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 今般、東日本大震災により倒壊した被災地域の公共施設等の早期整備や震災を契機とした全国の公共施設等の再整備（耐震基準の見直しなど）が重要な課題となっているところであり、公共施設整備等に対する民間資金や民間手法に対するニーズが一層高まっている。</p> <p>地方公共団体が委託者となる公有地の土地信託は、民間活力を導入した手法として、昭和61年の国有財産法や地方自治法の改正以来、民間資金を活用し、地方公共団体による住宅供給や施設整備などを円滑に進めるための手法として、導入されているところである。</p> <p>しかしながら、地方公共団体の土地信託の活用については、地方公共団体が自ら事業を行った場合と同様の効果が得られるにも関わらず、不動産取得税等が課税されていることから、その活用の促進が制約されているところである。</p> <p>地方公共団体の土地信託に係る不動産取得税等を非課税とすることで、土地信託を活用しやすい環境が整備され、公共施設整備に係る民間資金及び民間活力の更なる活用の促進が図られる。</p> <p>なお、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部）4. (2) には、「民間の力による復興」として土地信託手法による復興の促進について盛り込まれているところである。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１－（１）多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備
	政策の達成目標	地方公共団体が土地信託を活用しやすい環境を整備することにより、公共施設整備に係る民間資金及び民間活力が促進されること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	政策目標の達成状況	新規要望のため、該当せず
有効性	要望の措置の適用見込み	本要望により、公共施設整備が急務となっている被災地域はもとより、全国の地方公共団体において活用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	本要望により、公共施設を整備するための資金調達の円滑化が図られ、地方公共団体における民間資金及び民間活力の更なる活用が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	土地信託制度を利用することは、地方公共団体が自ら事業を行った場合と同様の効果が得られるにも関わらず、一方は不動産取得税等が非課税であり、もう一方には課税されている現状があるため、本措置により平仄を取ることは妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	新設要望のため、該当なし
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	新設要望のため、該当なし
前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当なし
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当なし
これまでの要望経緯	今回初めての要望となる。